

## 紛争解決措置

令和4年2月25日

静岡県弁護士会(電話：055-931-1848)、東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記お客さまサポートダイヤルまたは全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、上記の各弁護士会に直接お申出いただくことも可能です。なお、東京の弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります(現地調停及び移管調停の利用ができない弁護士会もあります。)。詳しくは、各弁護士会、当金庫もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。